

所管課かい名 葵福祉事務所子育て支援課・駿河福祉事務所子育て支援課・清水福祉事務所子育て支援課

許認可等の内容	保育所等の利用の決定	
根拠法令等及び条項	児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項及び静岡市子ども・子育て支援法等施行細則第13条第1項	
行政庁	葵福祉事務所長・駿河福祉事務所長・清水福祉事務所長	
法令の定め	別紙1のとおり	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>「保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう」(児童福祉法施行規則第24条)、別紙2「静岡市保育利用調整基準」のとおり、児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えられた同法第24条第3項の規定により保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う者に対して利用の要請を行う。</p> <p>この調整及び要請の結果、利用することができる保育所等を決定したときは、静岡市子ども・子育て支援法施行細則第13条第1項の規定により保育の利用を決定し、利用することができる保育所等を決定することができないときは、同条第2項の規定により保育の利用を保留する。</p>
	設定年月日	平成27年4月1日設定(令和5年9月1日最終設定)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>≪4月の利用調整≫ 3月末まで ≪5月から3月までの利用調整≫ 利用希望開始月の前月20日頃まで</p>
	設定年月日	平成27年4月1日設定(令和5年9月1日最終設定)

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

第4項から第7項まで 略

附 則

第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第2項 略

○ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

第二十四条 市町村は、法第二十四条第三項の規定に基づき、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定による確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

○ 静岡市福祉事務所設置条例（平成15年静岡市条例第132号）

（設置）

第1条 静岡市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づき、福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
静岡市葵福祉事務所	静岡市葵区追手町5番1号	葵区の区域
静岡市駿河福祉事務所	静岡市駿河区南八幡町10番40号	駿河区の区域
静岡市清水福祉事務所	静岡市清水区旭町6番8号	清水区の区域

○ 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）

（委任の根拠）

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条及び第180条の2並びにその他法令の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から第8条までに定めるところにより委任する。

（福祉事務所長への委任）

第6条 静岡市福祉事務所設置条例（平成15年静岡市条例第132号）第2条に規定する静岡市葵福祉事務所、静岡市駿河福祉事務所及び静岡市清水福祉事務所の所管区域ごとにそれぞれ当該福祉事務所の長に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

第1号及び第2号 （略）

（3）児童福祉法関係

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）第21条の6の規定による障害児通所支援（静岡市知的障害児通園施設条例（平成15年静岡市条例第156号）第2条に規定する静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」に係るものを除く。）又は障害福祉サービスの提供に関すること。

イ及びウ （略）

エ 法第24条に規定する保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等に係る利用等事務に関すること。

第4号から第9号まで （略）

○ 静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）

（利用調整の結果の通知）

第13条 福祉事務所長は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用可能な保育所（法第7条第4項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（同項に規定する認定こども園であつて法第27条第1項の確認を受けたものをいう。）又は家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）（以下「利用施設等」という。）を決定したときは、利用調整結果（利用施設等決定）通知書（様式第17号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、調整を行った結果、利用施設等の決定を保留するときは、利用調整結果（利用施設等保留）通知書（様式第18号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

静岡市保育利用調整基準

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 24 条第 3 項の規定による利用の調整は、次のとおり行うものとします。

1 指数の算定

まず、保育の利用の申込みをした保護者のそれぞれについて、別表の①から⑩までに定める「事由」に応じて指数を算定し、その世帯の状況が別表の「調整項目」に定める事項に該当する場合には、保護者の指数を合計したものに加算し、又は減算することによって、保育の利用の申込みに係る全ての児童の指数を算定します。

2 保育所等の利用の決定の方法

(1) 児童及び保育所等の検討の順序

次に、指数の高い児童から（保育の利用の申込みに係る児童のうちに、次に掲げる児童がいる場合は、それらの児童のうち指数の高い児童から）、その希望する順序に従い、利用を希望する保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」といいます。）のそれぞれについて、その児童を受け入れることができるかどうかを検討し、その児童を受け入れることができると認められる場合には、その保育所等を利用することができるものとします。

ア 小規模保育事業又は事業所内保育事業を利用している児童であって、当該小規模保育事業又は事業所内保育事業との間で連携協力（静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年静岡市条例第 108 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる事項に係る連携協力をいう。以下同じ。）を行っているとき市長が認める保育所、幼稚園又は認定こども園の利用を希望するもの

イ 乳児等専用保育所（保育所であって、満 3 歳以上の児童に対する保育を行わないものをいう。以下同じ。）を利用している児童であって、当該乳児等専用保育所との間で連携協力に相当する協力をを行っているとき市長が認める保育所、幼稚園又は認定こども園の利用を希望するもの

(2) 保育所等が児童を受け入れることができるかどうかの判断

保育所等が児童を受け入れることができると認められるかどうかは、①保育所等の定員に空きがあるかどうか（その児童と同じ年齢の児童の数が、その保育所等を受け入れることができるその年齢の児童の数に達しているかどうか）及び②その児童について安全な保育を実施することができるかどうかを考慮して判断します。

指数が同じ児童について保育所等の利用の希望が競合する場合は、利用を希望する順位、保護者の指数、そのきょうだいの状況、保護者の勤務場所及び勤務体制、祖父母の居住場所及び就労状況等の事情を総合的に考慮し、保護者の希望の尊重、より保育の必要性の高い児童の保育の利用の実現、より多くの児童の保育の利用の実現、保

護者の通園の負担の軽減等の観点から、その利用の希望が競合する保育所等（以下「競合保育所等」といいます。）を優先的に利用することができる児童を決定します。

ただし、指数が同じであって、保育所等の利用の希望が競合する児童のうちに、そのきょうだいがその競合保育所等を利用している児童がいる場合であって、保育所等の利用の希望が競合する他の児童の全員について、利用を希望する保育所等のいずれかがそれらの児童を受け入れることができると認められるときは、その他の事情にかかわらず、きょうだいがその競合保育所等を利用している児童についてその競合保育所等を優先的に利用することができるものとします。

(別表)

番号	事由	項目	指数		
①	就労(月60時間以上就労することを常態とする場合)	被雇用	常時雇用(常勤の正規職員又はそれと同等と認められる雇用形態の場合)	9	
			常時雇用以外	ア 就労時間が1週あたり37.5時間以上の場合	9
				イ 就労時間が1週あたり35時間以上37.5時間未満の場合	8
				ウ 就労時間が1週あたり30時間以上35時間未満の場合	7
				エ 就労時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合	6
				オ 就労時間が1週あたり15時間以上20時間未満の場合	5
		自営 (農林水産業を含む。)	本人(主たる従事者)	9	
			家族(協力者)	ア 居宅外の自営の場合 イ 居宅内の自営の場合	8 7
		内職(家計補助を目的として委託者(製造加工業者・販売業者)から原材料等の提供を受けて、自宅での物品の製造(組立)・加工等に従事する者)	ア 従事時間が1週あたり37.5時間以上の場合	7	
			イ 従事時間が1週あたり30時間以上37.5時間未満の場合	6	
			ウ 従事時間が1週あたり20時間以上30時間未満の場合	5	
			エ 従事時間が1週あたり15時間以上20時間未満の場合	4	
就労先確定(就労先は確定しているが、就労時間等内容が未定の場合)	ア 被雇用及び自営の場合	5			
	イ 内職の場合	4			
②	妊娠、出産		9		
③	疾病、障がい	疾病療養 (医師の診断を要する。療養期間中の利用に限る。)	入院(1月以上入院を要する場合)	9	
			居宅内療養	ア 1月以上常時臥床での療養を要する場合	9
				イ 精神疾患又は結核により1月以上安静加療を要する場合	7
				ウ 上記以外で1月以上安静加療を要する場合	6
		通院(1月以上かつ1週あたり4日以上通院加療を要する場合)			4
		障がい	身体障がい(身体障害者手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級	9
				イ 3級	7
			知的障がい(療育手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ウ 4級以下	5
精神障がい(精神障害者保健福祉手帳を有する者又は同程度と判断できる者)	ア 1級、2級 イ 3級			9 7	
④	介護、看護	入院付き添い(病院等の指示により1月以上入院の付き添いにあたる場合。入院期間中の利用に限る。)		9	
		居宅内介護	寝たきり者介護(寝たきりが常態となっている者の介護にあたる場合)	9	
			障がい児者介護(障がい児者の介護又は通園、通学、通院にあたる場合)	9	
			一般介護(上記以外で要介護が常態となっている者の介護にあたる場合)	6	
⑤	災害復旧		9		
⑥	求職活動		4		
⑦	就学、職業訓練		7		
⑧	虐待、DV防止		※		
⑨	育児休業の間の継続利用		5~9		
⑩	①から⑨までに類するものと認められる場合		4~9		
調整項目		ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭又はそれに類する場合)		+12	
		生活保護世帯(生活保護法による被保護世帯で就労により自立支援が図られる場合)		+3	
		きょうだい利用(同時に利用申込みする場合又は利用申込みする子どものきょうだいが現に保育所等を利用している場合。ただし、当該きょうだいが1号認定である場合、その利用申込みする子どものきょうだいと同じ保育所等の利用申込みをする場合に限る。なお、3人以上の兄弟利用の場合には、さらに1点を加算)		+2	
		きょうだいが現に別々の保育所等を利用している場合で、きょうだいが現に入園している一方の保育施設に転園する場合。ただし、4月転園申込みに限る。		+1	
		多胎児が利用申込みする場合		+1	
		障がい児等(特別面接又は判定会を受けた保育士加配対象子どもが利用する場合)		+3	
		障がい者(③以外の事由に該当する父母が③の障がいに該当する場合)		+2	
		その他(上記以外の世帯等の特殊事情)		-3~+3	
		当該子どもが一時預かり事業又は認可外保育施設(就労先の保育施設を除く。)を利用している場合(継続した保育の必要性のため利用している場合に限る。)	ア 1週あたり1回以上3回未満の場合	+1	
			イ 1週あたり3回以上の場合	+2	
		施設・事業変更	ア 保育所等を利用している子どもが、年齢到達により保育所等を変更しなければならない場合	+3	
			イ アに掲げるもののほか、特別な理由があると認められる場合	+1	
		父母の育児休業取得のため一旦利用を取りやめた子どもが再利用する場合(就学前の復職に限る。)		+3	
		同一世帯内に保育所等、認可外保育施設又は児童発達支援事業等を利用していない、又は保育の利用の申込みをしていない小学校就学前子どもがいる場合		-2	
就労等時間(①(常時雇用以外の項目及び内職の項目に該当する者を除く。)、④又は⑦の事由に該当する者に係る当該事由に要する時間)	ア 1週あたり35時間以上37.5時間未満の場合	-1			
	イ 1週あたり30時間以上35時間未満の場合	-2			
	ウ 1週あたり20時間以上30時間未満の場合	-3			
	エ 1週あたり20時間未満の場合	-4			
保育士・保育教諭・幼稚園教諭	保育士資格又は幼稚園免許を有する保護者が保育園、幼稚園等で保育業務に従事又は内定している場合	+3			
移住世帯	移住支援センターを介して移住してきた移住者世帯	+2			
単身赴任世帯等	父母のどちらかが単身赴任等	+1			

「※」は、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。